

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし  
 区分Ⅱ： 該当なし  
 区分Ⅲ： 該当なし  
 その他： 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(A)樹脂入口弁作動試験時、駆動部本体閉側計装用圧縮空気配管繋ぎ込みネジ部から空気漏れが認められたため、当該部を点検補修。	GⅢ	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置制御盤(復水器A第1、第2水室)の盤裏面扉において、不具合(扉ヒンジ部が変形し扉を閉められない)が認められたため、当該部を点検補修。	GⅢ	
3	1号機	制御棒駆動機構機能検査において、制御棒(46-47)の挿入駆動時間の判定基準逸脱が認められたため、当該制御棒の駆動速度調整を実施し再検査。	GⅢ	
4	1号機	循環水ポンプ(B)用電動機冷却水流量計において、不具合(指示針が脱落)が認められたため、当該流量計を点検補修。	GⅢ	
5	1号機	原子炉補機冷却系第1中間ルーバタービン入口配管ドレン弁において、不具合(弁銘板及び押さえナットなし)が認められたため、当該弁の弁銘板を取付け。	GⅢ	
6	1号機	復水系配管肉厚測定において、測定ポイントの間違い(下流側測定を上流側測定)が認められたため、当該箇所を再測定。	GⅢ	
7	2号機	逃がし安全弁漏えい温度打点式記録計器定例点検において、記録紙押さえの爪部分に不具合(破損)が認められたため、当該部を交換。	GⅢ	
8	3号機	原子炉格納容器内電磁弁システムリークライン止弁端子箱(鋳物)において、不具合(ネジ部に亀裂)が認められたため、当該端子箱を点検補修。	GⅢ	
9	4号機	主復水器連続洗浄装置貝・ボール分離装置(D)のグランド部ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GⅢ	
10	4号機	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ吐出側連絡弁開操作時、不具合(ハンドルが空回りし開できない)が認められたため、当該弁を点検修理。	GⅢ	
11	3.4号廃棄物処理設備	タンクベント処理系排気ファン(B)起動時、同ファンのサクシオンベーン動作不良が(圧力調整できない)が認められたため、当該サクシオンベーンを点検補修。	GⅢ	
12	その他	プラント監視業務(エンジニアリングサーバ統計処理)の月報作成時、不具合(2、4号機過渡現象記録装置関係入力データ収録されない)が認められたため、当該データ受信プログラムを修正。	GⅢ	
13	その他	一次水処理装置真空装置(B)冷却水流量確認用サイトグラスにおいて、錆等の汚れが付着し流量が確認できないため、当該サイトグラスを点検清掃。	GⅢ	